

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項及び第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第33条の2第1項中「、給水装置を」を「、給水装置の」に、「しよう」を「をしよう」に改め、同項第1号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第34条の2中「納入通知書に基づく払込み又は口座振替の」を「次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 専用給水装置又は共用給水装置の料金 納入通知書に基づく払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けた者による納付の方法
- (2) 前号に掲げる料金以外の料金、分担金、手数料その他の費用 納入通知書に基づく払込みの方法

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条第1項の改正規定及び次項の規定 平成26年5月1日
- (2) 第34条の2の改正規定及び附則第4項の規定 平成26年6月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条第1項の規定は、平成26年5月1日以後に行った点検に係る水量に基づき算定する料金について適用し、同日前に行った点検に係る水量に基づき算定する料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第33条の2第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金について適用し、施行日前に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る分担金については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第34条の2の規定は、平成26年6月1日以後に行った点検に係る水量に基づき算定する料金について適用し、同日前に行った点検に係る水量に基づき算定する料金については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説明

水道料金及び分担金を改定するとともに、水道料金の納付方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市水道事業給水条例（抄）

（料 金）

第26条 専用給水装置又は1戸当たりの共用給水装置の料金は、1月について次の表に定めると
ころにより算定した金額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数金額が
100分の108

あるときの端数計算については、局長が別に定める。

省	略
---	---

2 省 略

3 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、次の金額に100分の105
100分の108

を乗じて得た額とする。

省	略
---	---

4 省 略

（分担金）

第33条の2 分担金は、次のとおりとし、給水装置を新設又は改造（メーターの口径を増径する
給水装置の

場合に限る。以下同じ。）しようとする者からメーターの口径に応じて徴収する。
をしよう

（1） 新設の場合

次の区分に応じた金額に100分の105を乗じて得た額とする。
100分の108

省	略
---	---

（2）～（3） 省 略

2～3 省 略

（料金等の納付方法）

第34条の2 この条例により納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用の納付
方法は、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の 方法による。ただし、局長が
次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める

特別の理由があると認めるときは、その他の方法によることができる。

（1） 専用給水装置又は共用給水装置の料金 納入通知書に基づく払込み、口座振替又は地方自
治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けた者による納付の

方法

(2) 前号に掲げる料金以外の料金、分担金、手数料その他の費用　納入通知書に基づく払込みの方法